

平成 30 年度 豊中市総合計画審議会

第 4 回会議 議事要旨

日時 平成 30 年(2018 年)12 月 14 日(金)18 時 30 分～20 時 30 分

場所 第二庁舎 3 階大会議室

出席者 加藤会長、宗前委員、濱元委員、久委員、水上委員、壬生委員、宮前委員、中塚委員、
山田委員、吉原委員

計 10 名

欠席者 大野委員

計 1 名

事務局 政策企画部企画調整課：榎本、佐野、東良、上野、上田

- 案件
1. 前回の振り返り
 2. 豊中市行政評価指針(素案)の答申案について
 - (1) 答申案について
 - (2) 意見集について
 3. その他

資料 資料 1 第 3 回豊中市総合計画審議会の議事要旨

資料 2 豊中市行政評価指針(素案)の答申案について

資料 3 豊中市行政評価指針(素案)について

資料 4 豊中市行政評価指針(素案)の意見集について

資料 5 政策評価シート(案)について

資料 5(参考) 政策評価シート(案)について

資料 6 政策評価シートの指標一覧

参考 1 第 4 次豊中市総合計画(本編)

参考 2 第 4 次豊中市総合計画(概要版)

参考 3 平成 29 年度(2017 年度)政策評価結果

会議録 下記のとおり

1. 開 会

(開会)

事務局：

- ・ (成立要件の確認)

事務局：

(配布資料確認)

2. 案件1「前回の振り返り」

会長：

- ・ 前回の振り返りを事務局からお願いします。

事務局：

- ・ (資料1に基づき説明)

会長：

- ・ 今の振り返りで趣旨が違う等あればご指摘をお願いします。
- ・ 答申のあり方としては、素案に対する意見を答申書にまとめます。また、審議過程において出された政策評価シートや施策指標については、意見集としてまとめます。
- ・ 本日出ている資料6政策評価シートの指標一覧は前回と同じで、議事要旨の意見を反映させ、事務局で修正をしたりはしていないのですか。そうであれば、最終的に意見集に皆さんの意見が過不足なく反映されたかは、いつ確認するのですか。

事務局：

- ・ 次第に基づきまして、今後の大きな流れについて説明します。
- ・ 次第の案件2として(1)答申案について、と(2)意見集について、それぞれ分けてこの後皆様に議論いただきます。素案について意見をいただき、答申書としてまとめます。政策評価シートや施策指標についての意見は、意見集としてまとめます。
- ・ 本日もいただいた意見については、12月27日に答申書として審議会より提出いただく予定です。
- ・ 答申をいただき、庁内で議論して素案を修正していきます。同様に意見集でいただいた意見も庁内で議論して修正します。
- ・ 皆様には、来年度の第1回総合計画審議会で、答申書・意見集の内容をどのように反映したかご報告したいと考えています。

会長：

- ・ この検討会で出た意見等が過不足なく、どこかに反映されているというのは確認できないのですね。最終的には庁内会議で取捨選択されたものを確認するしかないということですね。

事務局：

- ・ 審議会のアウトプットとして、まとめる答申案と意見集に過不足なく書き込めているかを、本日確認していただければと思います。

会長：

- ・ 指標についての意見集もありますか。

事務局：

- ・ 資料 4 として、政策評価シートや指標についていただいた意見を掲載しています。ただし、個別の指標についていただいた意見は掲載しておらず、指標に関して大きな視点でいただいた意見について意見集に掲載しています。個別にいただいた意見についても、調整をさせていただこうと思っています。

会長：

- ・ 振り返りの議事録には、指標に関してかなり細かい指摘があります。それを反映して直してほしいということではなく、審議会で出た指摘について庁内で検討していただければいいですが、検討のプロセスがこの審議会の発言者にフィードバックできないように感じます。

事務局：

- ・ 指標は庁内で決定させていただくこととなりますが、来年度の第 1 回審議会では、個別の指標についても指摘がどのように検討されたかフィードバックさせていただきます。

会長：

- ・ 意見集に当審議会の意見がきちんと反映されるのか、気になったので発言しました。
- ・ 議事録に部落問題という言葉が出てきますが、これは表記してもいいのですか。

委員：

- ・ 2 年前に部落差別解消推進法という国の法律が成立しており、国会の議論でも出てきているので、表記できない言葉ではないと思います。

会長：

- ・ 振り返りのところで、意見はありませんか。

委員：

- ・ 部落差別解消の法律ですが、何年に成立した法律か再度教えていただけますか。

委員：

- ・ 2 年前の 12 月に成立、施行されています。略称で部落差別解消推進法という理念法です。部落差別やインターネット上の新たな差別をなくしていくために、自治体にも研修や教育をしていく努力義務があります。

会長：

- ・ 他に意見がなければ、案件 2 の説明を事務局からお願いします。

3. 案件 2 「豊中市行政評価指針（素案）について」

(1) 答申案について

事務局：

- ・（資料 2、資料 3 に基づき説明）

会長：

- ・ 質問も含めて、答申案について過不足がありましたらお願いします。
- ・ 素案に対して項目ごとに意見を記載いただいている中で、素案 P5 「(3) 事務事業評価」については、答申案には意見が出ていない、ということでしょうか。「(1) 行政評価制度の基本的な枠組み」に、事務事業評価と政策評価を連携させるという内容の記載があるので、それを代用していると考えればいいですか。
- ・ 仮に行政評価指針（素案）が修正されると想定した上での質問ですが、素案 P7 の「5. マネジメントサイクルにおける政策評価の位置付け」への意見として、答申案 P3 の「市長が政策評価結果を政策の進捗を判断する材料として活用していく必要がある。」が採用されたら、素案 P7 下に〇がひとつ増えるようなイメージとなるのですか。

事務局：

- ・ 後者の質問について、現在記載している〇の文言に答申案記載の意見も含まれているかと思いますが、別途〇を設けることが必要だとすれば庁内で検討させていただきます。

会長：

- ・ 答申案には「市長」が含まれていますので、役所としては難しいと思います。素案の「事業計画・予算編成などに十分反映できるよう」ということと、市長が予算案を出すための「材料として活用していく必要がある」とでは、内容が大きく異なると思います。

委員：

- ・ 来年度から、資料 5 のような評価シートを基に、17 の施策について議論をしていきます。今年度、この審議会に出た委員の意見はどのようなフォーマットで表現されますか。
- ・ 例えばこの委員会が出た意見を付す欄があり、それを平成 30 年度末に答申案として出して、平成 31 年度の予算編成のプロセスの中で活用するのは当然だろうと思います。「市長が」と答申案に記載しているのは、市長は市のトップですので、要するに「全行政で遵守しなさい」、という主旨だと理解しましたが、その理解で間違いはないですか。

事務局：

- ・ 委員の皆様の意見をどのように表現するかについては、庁内会議で検討させていただきます。

委員：

- ・ 今年度はこの様式でいいかどうかの審議をしていますが、来年度から実際に評価します。我々が議論した内容がどのような形で市長へ答申され、原課へ提供されるのですか。

会長：

- ・ おそらく今回と同じだと思います。同じ形式の意見集で添付されるのではないですか。

委員：

- ・ この審議会が出た個別の議論の内容を記入するコメント欄があればいいと思います。記入に従う義務はないですが、評価シートの裏面に議論したプロセスを記載する欄があると、我々の評価や議論の過程が伝わりやすいと思います。

事務局：

- ・ 外部向けに審議会のコメントを施策のシートに設けるのか、今現在のような答申案とするのかについては、しっかりと伝わる形にまとめさせてさせていただきたいと思います。
- ・ 平成30年度の政策の自己評価については5月末ごろに公表されます。それに対して審議会で議論して意見をいただきますので、意見をまとめて反映させるのは次年度になります。審議会でもいただいた意見は必ず次の予算案の参考にしたいと考えています。
- ・ また、いただいた意見は単に市長へ報告するだけではなく、新しい会議体を庁内に作ろうと考えています。そこには外部の人にも入っていただこうと考えています。今までのボトムアップ形式ではなく、経営的な視点からトップダウン形式で会議を行い、そこでいただいた意見を市長が総合的に判断し、次年度予算につなげていく形で運営したいと思っています。

会長：

- ・ 非常にいいですね。そのことを指針のP7に記載していただきたいです。

委員：

- ・ そもそも答申案の最後の「市長が～」の意見を付したのは、素案のP7の内容が矮小化してしまう恐れがあるので、もっと大きい視点から市長が判断する材料にしてほしいという答申だと思います。それを受けて修正していただきたいです。

会長：

- ・ 他にありますか。

委員：

- ・ 素案P7 マネジメントサイクルについて、下のPDCAをもう少し大きく書いて、わかりやすくしていただきたいです。

(2) 意見集について

会長：

- ・ 評価シート、施策指標などの意見について説明をお願いします。

事務局：

- ・（資料 4、資料 5、資料 6 の説明）

会長：

- ・ 資料 4 のタイトルが「行政評価に対する意見集」とありますが、漠然としているので「政策評価シート及び施策指標に対する意見集」としてはどうでしょうか。
- ・ 資料 4 の P1、ひとつの表にまとめていますが、わかりにくくなっています。「政策評価シート」と「施策指標について」を、きちんと節に分けた方がいいと思います。
- ・ 資料 4 と資料 6 で「施策指標について」、「政策評価シートの指標」と文言が違います。整合性を取ってください。
- ・ 意見集は大きく分けて「政策評価シート」と「施策指標について」まとめていますが、過不足があれば意見をお願いします。

委員：

- ・ 今回配布された施策シート等は、1 回目、2 回目に配布された施策シートと同じ内容で、出た意見が反映されていない様に思いますが。

事務局：

- ・ 今はまだ反映させていない状態です。12 月 27 日に審議会から正式な答申と意見集をいただきますので、それを元に庁内で修正、変更をします。少し先になりますが審議会でもいただいた意見を反映したものを、来年の第 1 回審議会でお示しします。

会長：

- ・ この会議は策定委員会ではありません。原案があり、学識の立場から意見を言う形式の審議会です。修正の有無は事務局の仕事です。修正されて出てくるのは来年度になります。
- ・ 資料 4 の「施策指標について」は資料 6 のように、個別の意見は述べていません。大枠の方向性での意見が記載されています。意見があれば言ってください。
- ・ 施策シートや施策の方向性のシートは 2 回議論してきましたが、もれなく意見は反映されていると思います。過不足があるとすれば、原案がなく仮の指標となっている、資料 6 の施策指標の方ではないかと思えます。今年度は大枠で意見を投げかけたという位置づけですが、委員の皆さん、指摘があればお願いします。

委員：

- ・ 私は意見に不足は感じていないので、これでいいと思います。一番重要なのは根拠を書くことと、点数ではないということです。ABC で評価して、C だから悪い、ではないことがわかればいいです。あとは運用の問題です。C をどのように改善していくか、という自己評価が必要不可欠で、改善の計画を来年組んでいるとなれば、PDCA が回っているということになります。そこを我々が評価すればいいのであり、フォーマットそのものについてはきちんと出来ていると思います。実際に来年度メタ評価をしていけばいいと思います。

委員：

- ・ 私も過不足はないと思います。現状のような意見の書き方をするのには意味が2点ありまして、1点目はあまり細かい部分まで我々が指示してしまうと、行政は縛られてしまい自由度がなくなってしまうからです。これぐらいの抽象的な意見の方が、行政が受け取りやすいと思います。
- ・ もう1点は、我々が諮問いただいているのは、指針に対してです。評価シートと指標は参考資料としていただいております、それに対して我々の意見を返すことによって、事務事業には参考になると思います。本筋の答申ではないので、このような意見の書き方になっていると思います。

委員：

- ・ 資料4は公表前の下資料と思いますが、何に対する意見集なのか等、具体的にわかりやすく表記してほしいです。議論の入り口の段階で、何に対する資料なのか悩まないで済むようにし、本題の議題にスムーズに入っていけるようにしてほしいです。

会長：

- ・ 資料4等は公表されますので、よりわかりやすく記載するのは必要だと思います。
- ・ 資料5、資料6の結果は来年度に確認することになると思います。

事務局：

- ・ 添付資料と意見がきちんとわかるようにしていこうと考えています。
- ・ 意見集の資料4の7つの意見について、本日の委員の皆様の見解をもとに意見集を策定しますので、変えた方がいいところがあれば教えてください。
- ・ 何の資料かわかりやすくしてほしい、という意見がありましたが、具体的には記載しにくいので、口頭で補足説明させていただきたいと考えていますが、その方向性で問題はありませんか。

委員：

- ・ 私も意見としてはこれでいいと思います。今年の審議会の役割を、ある程度頭では理解していますが、その結果がどうなるのかわからなくてモヤモヤしています。今年度の審議会で出た意見は来年度実施される自己評価と、来年度審議会でも実施されるメタ評価をより効果のあるものとするためのアイデアだと思いますので、意見の主旨を理解した上で、各課や評価シートを検討する会議等で伝えていただき、前向きに直してほしいと思います。

委員：

- ・ 意見集の施策指標の中に「行政課題」という言葉がよく使われているが、豊中市か市民のどちらが抱える課題ですか。両方を指すならそのままでもいいですが、豊中市の課題だと限定すると、市民と豊中市が考える課題にズレがあるのではと思います。
- ・ もしそうでなければ「市民的な課題」のような言葉を入れてもらえれば、よりリアルでいいと思います。実際に課題を抱えている対象がわかるような言葉を入れていただきたいと思

ます。

会長：

- ・ 政策評価なので、市民がこうあるべき、というのはそれ以前の問題であり、ここでの対象の政策にはなっていません。自治体という少し言い過ぎなので、「行政課題」になっていると思います。

委員：

- ・ 昨今では「行政課題」は行政の資源を投入するべき分野、行政が取り組むべき課題、という主旨で使われていると思います。「べき」には当然市民目線が含まれています。そこには批判は当然ありうることで、市民から見て納得のいくお金の使い方であるという主旨として理解しています。

委員：

- ・ 市民と行政の認識が違っているのも「行政課題」だと思います。

委員：

- ・ 原点に立ち返って、この審議会は政策を決める審議会ではないことを再認識しました。また、資料2のP3の4.政策評価における総合計画審議会の役割の中で、「俯瞰的」という言葉がよく出ています。私は専門的なことはわかりませんが、「俯瞰的」という言葉に沿って、審議会の委員として、正解不正解ではなく意見をもっと発言していくべきだと思いました。

会長：

- ・ この審議会は、世間一般の総合計画審議会ではなく、政策評価委員会も一体となっています。そのあたりの説明も改めてしっかりしておく必要があります。

事務局：

- ・ 元々は総合計画を策定するのみの審議会でしたが、策定するだけでなく、作る過程も評価していく視点が重要になってきていましたので、今年度から総合計画審議会と政策評価委員会を一体とすることにしました。皆様から意見をいただきながら、前期の基本計画をしっかりと評価していき、その結果後期はどのように作っていくべきか意見をいただいて、今後の総合計画を作成していこうと考えています。

会長：

- ・ 何かを作る、という審議会ではありません。何かを作るのは市長、というスタンスであり、来年の審議会はかつての審議会とは違うものになるのではないかと思います。
- ・ 意見集を含めまして、答申案を理解、承認いただいたこととします。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

4. 案件3「その他」

事務局：

- ・ 連絡事項を2点説明します。
- ・ 審議会からの答申については、12月27日（木）10時～豊中市役所第一庁舎3階第一応接室にて、会長から豊中市長へ答申書を渡していただく予定です。委員の皆様も都合がつけば、出席をお願いします。出席の際は事務局まで連絡をお願いします。
- ・ 27日に答申ということで期間が短いので、本日いただいた意見を会長とやりとりさせていただき、一任で決めさせていただきたいと思います。

会長：

- ・ できあがったものはもちろん皆さんにお渡しします。

事務局：

- ・ もう1点、来年度のスケジュールについて、政策評価の結果につきましては、公表を平成31年5月末に予定しています。6月末～7月初めあたりに第1回審議会を開催予定です。4月ごろに日程調整をしたいのでよろしくをお願いします。2回目以降は部会に分けて審議するという意見が出ていましたので、来年度の第1回で部会のメンバーを示す予定です。

事務局：

- ・ （あいさつ）

会長：

- ・ 第4回豊中市総合計画審議会をこれで閉会します。

以上